

最終保障提供責務の履行の在り方等に係る 検討の方向性

令和 7 年 9 月
事 務 局

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い
- ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い
- ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い
- ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

本日取り扱う内容

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

- ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項
- ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
- ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
- ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

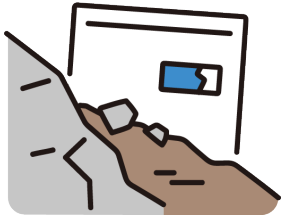
- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
- ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
- ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

「特にやむを得ない理由」

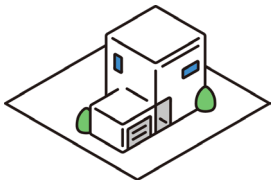
地形の特殊性により提供が
不能である場合



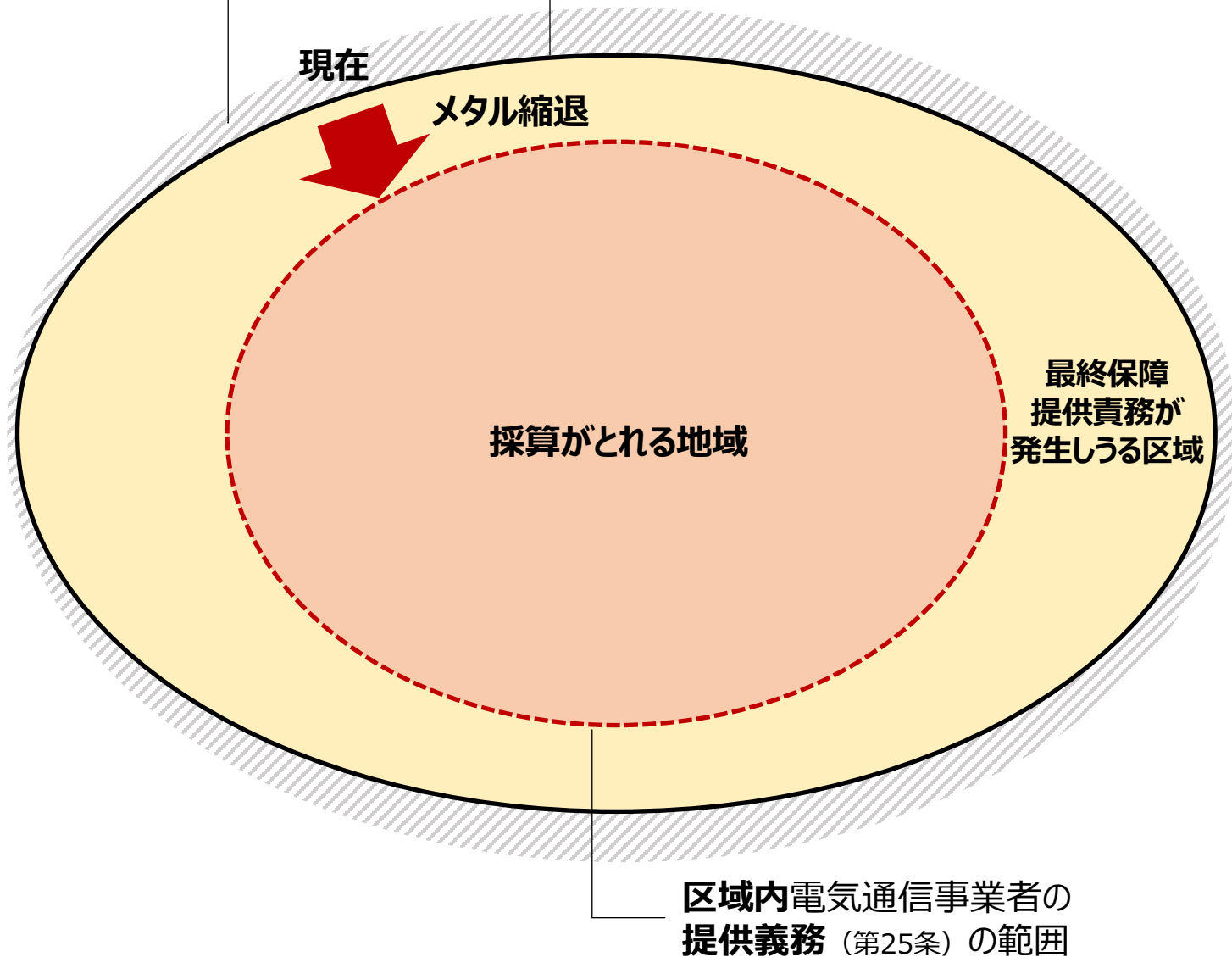
工事施工者の安全確保が
図れない場所



提供の求めがあった地域が
現に人が定住していない
非居住拠点である場合

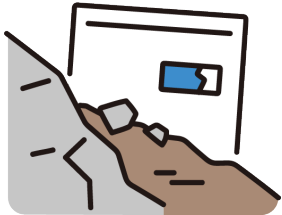


「あまねく提供責務」の範囲
＝ 最終保障提供責務の範囲



「特にやむを得ない理由」

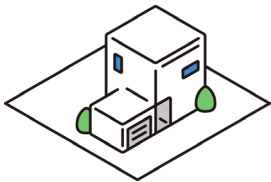
地形の特殊性により提供が
不能である場合



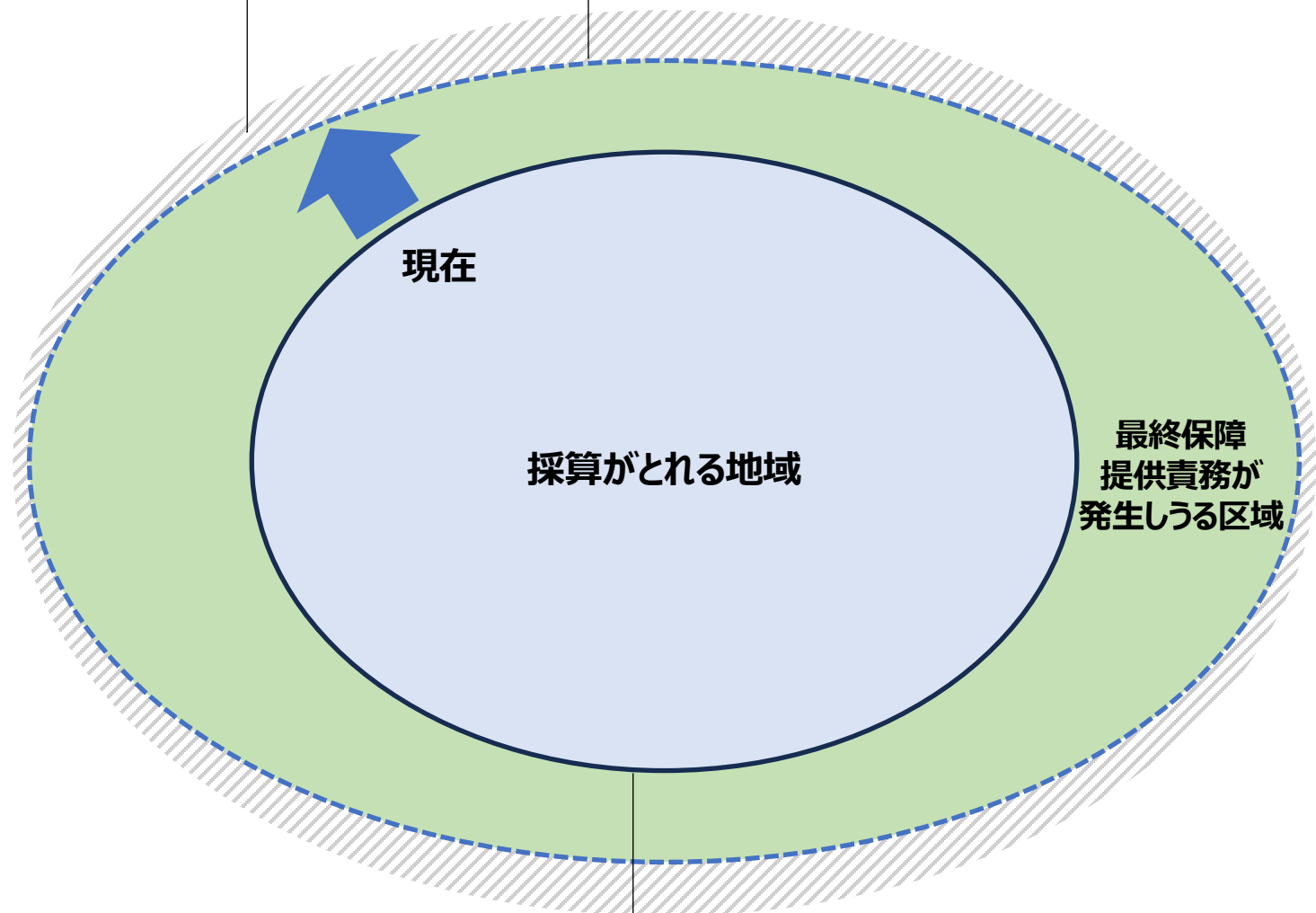
工事施工者の安全確保が
図れない場所



提供の求めがあった地域が
現に人が定住していない
非居住拠点である場合



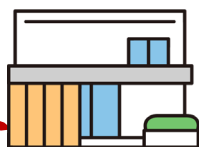
最終保障提供責務の範囲
(電話の最終保障提供責務と同等)



区域内電気通信事業者の
提供義務 (第25条) の範囲

現に未提供のエリア

(提供の求めに係る提供場所)



モバイルエリア
の活用・整備
(レピータの設置等)



区域内電気通信事業者

① 区域内電気通信事業者が、設備の改修を行ってもなお事業採算がとれる場合は、当該事業者が提供
(第25条の「正当な理由」に当たらないことを明確化)

② 最終保障電気通信事業者が、自前で整備するよりも低コストの場合は、近隣電気通信事業者の協力(ア〜ウが現時点で想定される具体例)を得て、最終保障提供責務を履行

ウ) 線路敷設基盤
(電柱や管路) の貸出し



イ) 局舎内にコロケーション

ア) 光ファイバの貸出し

協定・契約

③ ①②以外の場合には、最終保障電気通信事業者が自前で整備して、最終保障提供責務を履行

現に提供中のエリア



近隣電気通信事業者



最終保障電気通信事業者

区分：**固定電話**（加入電話・光回線電話・ワイ固・モバ固）

区域：A 町

市区町村単位

固定電話（4種類）で1区分とする
※公衆電話について、台帳は作成しない

【固定電話を提供する電気通信事業者】

事業者名	住所	連絡先	備考
A株式会社	〇〇県〇〇市〇〇	...	...
B株式会社	△△県△△市△△	...	...
C株式会社	□□県□□市□□	...	□年□月□日 業務の廃止を予定

【最終保障電気通信事業者】

A 株式会社（連絡先：...）

区分：**ブロードバンド**（FTTH・CATV・ワイ固BB（専用型・共用型））

区域：A 町

市区町村単位

【ブロードバンドを提供する電気通信事業者】

事業者名	住所	連絡先	備考
A株式会社	〇〇県〇〇市〇〇	...	...
B株式会社	△△県△△市△△	...	...
C株式会社	□□県□□市□□	...	□年□月□日 業務の廃止を予定

【最終保障電気通信事業者】

A 株式会社（連絡先：...）

役務提供確認の具体的な方法について、最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者との間で、システム化の検討や運用ルールの整備を目的とした「**連絡調整会議**」を立ち上げて検討を進めることとしてはどうか。

基礎的電気通信役務台帳

区分：**ブロードバンド**（FTTH・CATV・ワイ固BB（専用型・共用型））

区域：A町

【ブロードバンドを提供する電気通信事業者】

事業者名	住所	連絡先	備考
A株式会社	〇〇県〇〇市〇〇	...	...
B株式会社	△△県△△市△△	...	...
C株式会社	□□県□□市□□	...	□年□月□日 業務の廃止を予定

【最終保障電気通信事業者】

A株式会社（連絡先：...）

役務提供確認システム（仮称）のイメージ

台帳の情報を取り込む



【検討事項①】電話のユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）の種別

- ・ 台帳の区分となる「電話のユニバーサルサービスの種別」は、**以下の3種別**としてはどうか。
 - ① **固定電話**（加入電話、光回線電話、ワイヤレス固定電話及びモバイル網固定電話を合わせた電気通信役務）
 - ② **第一種公衆電話**
 - ③ **災害時用公衆電話**
- ・ なお、②と③については、サービス提供の実態に照らして、当面の間、**台帳は整備しないこと**としてはどうか。

【検討事項②】基礎的電気通信役務台帳の作成の単位となる「地域単位区域」

- ・ 「提供の求め」に伴って役務提供確認義務が生じる電気通信事業者の負担と、「提供エリアの変更」に伴って変更登録・届出義務が生じる電気通信事業者の負担のバランスに鑑みて、「**市区町村単位**」とする方向としてはどうか。
 - ※ 単位区域を大きく取り過ぎると、台帳に基づき問合せを行う最終保障電気通信事業者の負担（問合せ先が増加）、問合せを受ける区域内電気通信事業者の負担（問合せ件数が増加）が生ずることとなる。
 - ※ 他方、単位区域を小さく取り過ぎると、提供エリアの変更に伴う変更登録・届出に係る電気通信事業者の負担（頻繁に変更登録・届出を行う必要あり）、行政事務の負担（頻繁に台帳を更新する必要あり）が生ずることとなる。

【参考】 横浜市を例に、市区町村単位とした場合に台帳に掲載される区域内電気通信事業者数の想定

- 電話（※モバイル網固定電話がユニバーサルサービスに位置付けられた場合）： 最大**4者**（NTT東日本、ソフトバンク、NTTドコモ、KDDI）
- ブロードバンド： 最大**9者**（KDDI、NTTビジネスソリューションズ、アルテリア、ソニー、ジェイコム湘南・神奈川、NTT東日本、YOUテレビ株式会社、イツ・コミュニケーションズ株式会社、横浜ケーブルビジョン株式会社）

【検討事項③】基礎的電気通信役務台帳の「その他記載事項」

- ・ 台帳の記載事項については、第18条の2に基づき、以下の内容が法定されている。
 - ① 地域単位区域を業務区域に含む電気通信事業者の氏名又は名称及び住所、
 - ② 役務提供確認を受けるための電話番号その他の連絡先
 - ③ 業務区域の減少（地域区域単位が業務区域でなくなるケース）に当たってはその減少の日、
 - ④ 業務の休廃止に当たってはその休廃止の日
- ・ これらに加えて、業務区域の減少や休廃止に関して、⑤（休廃止に関する）新規契約受付停止日、⑥休止する期間、⑦休止後の再開時期を記載することとしてはどうか。
- ・ あわせて、提供の求めを行おうとする者の利用者利便に資する観点等から、⑧その地域単位区域における最終保障電気通信事業者の名称及び連絡先を記載することとしてはどうか。

- 複数の電気通信事業者によりユニバーサルサービスを提供するとの制度改正の趣旨を踏まえ、**ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者は、設備改修してもなお事業採算がとれる場合は、「正当な理由」に当たらない**（＝「正常な企業努力」の範囲内）との解釈を明確化することとしてはどうか。
- **最終保障電気通信事業者は、**現行の「**電話のあまねく提供義務**」の下でも提供できない場合と**同等の範囲で、「特にやむを得ない理由」**があるときに限り、最終保障電気通信役務の提供の開始を拒否できることとしてはどうか。

「正当な理由」

- ① 天災、地変、事故等により、電気通信設備に故障を生じ役務提供が不能の場合
- ② 料金滞納者に対する場合
- ③ その申込を承諾することにより他の利用者に著しい不便をもたらす場合
- ④ **正常な企業努力**にもかかわらず、需要に速やかに応ずることができない場合

ユニバ提供事業者の帰責事由のない事情

「特にやむを得ない理由」

地理的条件等の客観的な実態に照らし、最終保障電気通信事業者の努力によりユニバーサルサービスを提供させることが著しく困難又は不相当と認められる以下のような場合に限定

- ア) 地形の特殊性により提供が不能である場合
- イ) 工事施工者の安全確保が図れない場所への提供の求めがあった場合
- ウ) 提供の求めがあった地域が現に人が定住していない非居住拠点である場合

「正当な理由」①～④発動

「特にやむを得ない理由」発動

「正当な理由」①～③発動

区域内電気通信事業者が提供を拒否した場合、最終保障提供義務に基づく提供の求めへ

最終保障電気通信事業者が、最終保障電気通信役務の提供を途中で終了する場合

「正当な理由」がある場合
(第25条第1項)

⇒ 区域内電気通信事業者は提供を拒否できる

「特にやむを得ない理由」がある場合
(第25条の2第1項)

⇒ 最終保障電気通信事業者は提供の開始を拒否できる

「正当な理由（経営上の理由を除く。）」がある場合（第25条の2第2項）

⇒ 最終保障電気通信事業者は提供を途中で終了できる

【検討事項④】区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」

- ・ 「正当な理由」について、現行の解釈指針である以下の内容をベースに、ガイドラインで具体化することとしてはどうか。
 - ① 天災、地変、事故等により、電気通信設備に故障を生じ役務提供が不能の場合
 - ② 料金滞納者に対する場合
 - ③ その申込を承諾することにより他の利用者に著しい不便をもたらす場合
 - ④ 正常な企業努力にもかかわらず、需要に速やかに応ずることができない場合
- ・ その上で、「複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの確保」という制度趣旨をより明確にする観点から、現にサービスを提供していないエリアにおいて、レピータの設置等の設備の改修を行ってもなお事業採算がとれる場合は、「正常な企業努力」の範囲内であることを明確化することとしてはどうか。

【検討事項⑤】最終保障電気通信事業者が役務提供の開始を拒否できる「特にやむを得ない理由」

- 最終保障電気通信役務は、ユニバーサルサービスの提供を求める者が他の電気通信事業者からユニバーサルサービスの提供を受けることができず、「最後の拠り所」として提供する役務であることを踏まえ、現在の「電話のあまねく提供責務」の下でも提供しないことが社会通念上許容される範囲と同等とすることを基本的な考え方とすることとしてはどうか。
- 具体的には、地理的条件等の客観的な実態に照らし、最終保障電気通信事業者の努力によりユニバーサルサービスを提供させることが著しく困難又は不相当と認められるものに限定し、以下のような具体例を含め、ガイドラインとして定めることとしてはどうか。
 - ① 地形の特殊性により提供が不能である場合（例：切り立った崖の上等の電気通信回線設備の設置が著しく困難な場所）
 - ② 工事施工者の安全確保が図れない場所（例：アスベスト住宅等）への提供の求めがあった場合
 - ③ 提供の求めがあった地域が、現に人が定住していない非居住拠点（※）である場合

（※）住民票がないなどの形式要件で判断するのではなく、例えば二地点居住やリモートワークの拠点としているなど、社会生活を営む上で通信手段を確保すべき実態があるか否かを個別具体的に判断する。

【検討事項⑥】最終保障電気通信事業者が役務提供中に役務提供を終了できる「正当な理由（経営上の理由を除く。）」

- 最終保障電気通信役務が「最後の拠り所」として提供されている中で、他の電気通信事業者による同一区分のユニバーサルサービスが開始されるまでの間に提供を拒めるのは、最終保障電気通信事業者の責めに帰すべき事由によらないで提供が困難となった場合に限定することを基本的な考え方とすることとしてはどうか。
- 具体的には、以下の内容をガイドラインとして定めることとしてはどうか。
 - ① 天災、地変、事故等により、電気通信設備に故障を生じ役務提供が不能の場合
 - ② 料金滞納者に対する場合
 - ③ その申込を承諾することにより他の利用者に著しい不便をもたらす場合

【検討事項⑦】最終保障電気通信役務に関し契約約款に記載すべき事項

- ユニバーサルサービスは、全ての利用者に対して適切な料金その他の提供条件で公平に提供されることが求められるものであることから、第19条に基づき、ユニバーサルサービスの契約約款では以下の事項を定めることが求められている。

- ① 電気通信役務の名称及び内容
- ② 電気通信役務に関する料金（手数料その他これに類する料金を除く。）
- ③ 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項
- ④ 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法
- ⑤ 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項
- ⑥ 重要通信の取扱方法
- ⑦ 電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項
- ⑧ ①～⑦までに掲げるもののほか、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務の提供条件に関する事項があるときは、その事項
- ⑨ 有効期間を定めるときは、その期間

- 上記の事項に加えて、最終保障電気通信役務に関しては、ユニバーサルサービスの提供を求める者が他の電気通信事業者からユニバーサルサービスの提供を受けることができず、「最後の拠り所」として提供する役務であり、その**終了が利用者にとって極めて重要**であることに鑑み、変更命令制度で担保すべき**「利用者の利益を保護するために必要な事項」**として、以下の事項を追加的に定めることとしてはどうか

A) 最終保障電気通信役務の提供の終了に当たっての**手続**

（他の区域内電気通信事業者がサービス提供を開始したことに伴い、最終保障電気通信事業者側から役務提供を終了する場合における、利用者への一定期間前までの事前通知等）

B) 最終保障電気通信役務の提供終了の**条件**（第25条の2第2項の「正当な理由」の内容）

【検討事項⑧】近隣電気通信事業者の「必要な協力」の内容

- ・ 以下の内容をガイドラインとして定めることとしてはどうか。
 - 1) 「必要な協力」の内容として、以下のケースを典型例として想定しつつ、ガイドライン化に当たっては、最終保障電気通信事業者や近隣電気通信事業者の事業実態を踏まえた上で、具体化を図っていくこととしてはどうか。

【現時点で想定される協力の具体的ケース】

 - ア) (他者の光ファイバを利用する場合) 当該光ファイバの貸出し
 - イ) (他者の局舎を利用する場合) 当該光ファイバと相互接続する装置を設置するためのコロケーションの提供
 - ウ) (自社で光ファイバの敷設を行う場合) その敷設に必要な電柱・管路等の線路敷設基盤の貸出し
 - 2) 「必要な協力」に関して最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者に支払うべき料金の額については、最終保障提供責務の履行に要する費用の低減、ひいては国民負担の低減の観点から、原則として事業者間の協議によって決定されるものとしつつ、過大な額とならないよう、その料金の額が実費を基本とすることなど、適正な水準であることを求めることとしてはどうか。
- ・ なお、上記料金の額については、最終保障電気通信事業者が最終保障提供責務に対応した役務の「提供に要する費用」として、交付金の算定に含める方向で検討することとしてはどうか。

【検討事項⑨】近隣電気通信事業者が協議を拒否することができる「正当な理由」の内容

- ・ 最終保障提供責務の履行に要する費用を低減する観点からは、近隣電気通信事業者が最終保障電気通信役務の円滑な提供に可能な限り協力することが望ましい。
- ・ 近隣電気通信事業者が、最終保障電気通信事業者への協力のための具体的な協議に応じるか否かは、当該協力に関する協定又は契約の成否に直接的な影響をもたらすことから、接続応諾義務の拒否理由（第32条等）と同様の考え方とすることとしてはどうか。

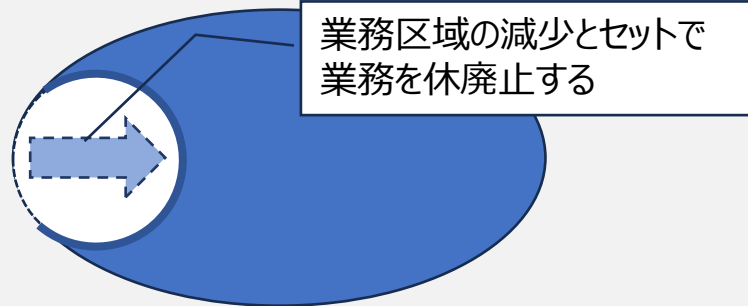
【正当な理由の規定イメージ】

- ① 近隣電気通信事業者が行う電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
- ② 近隣電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ③ 協力に関し最終保障電気通信事業者が支払うべき料金の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- ④ 協力に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

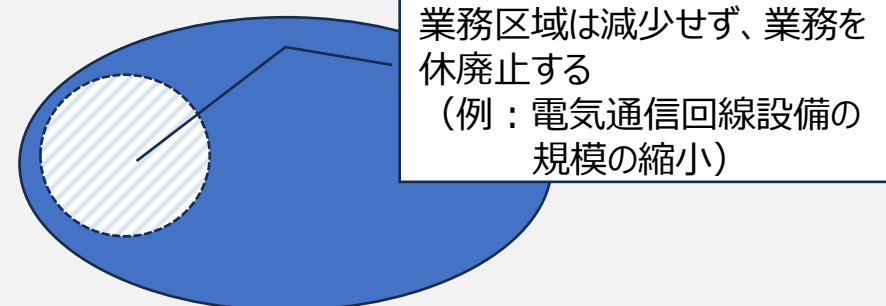
業務の休廃止の類型

※ ユニバーサルサービスについては、業務区域の登録・届出を**市町村単位**で求める見込み（→台帳に反映）

① 業務区域の減少を伴うもの



② 業務区域の減少を伴わないもの



「利用者利益への影響が比較的少ないもの」⇒ 周知・届出は不要

- ・ **市町村単位**未満の休廃止（電気通信役務一般では、「都道府県未満」を周知・届出不要の例示としてガイドラインで示しつつ運用）
- ・ 都度契約が必要なもの、譲渡・合併・分割・相続に伴うもの、明らかに限定的な態様のもの（電気通信役務一般と同様）

ブロードバンドについても、契約数等にかかわらず、**市町村単位**での業務の休廃止は、届出を義務付け（現在は、契約数30万超のもの等に限って届出の対象）

周知事項等の

届出

30日前まで

周知

1年前まで

休廃止の日

変更登録・
事前の変更の届出

台帳に反映・公表
（ユニバーサルサービスに関
する情報の一元化）

市町村単位で休廃止情報を
アップデートすることで、
利用者利益の保護を推進

【検討事項⑩】周知及び届出義務の期限、例外の範囲（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして例外となる地理的範囲等）

- ・ ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者については、その空白期間に係る利用者にとっての不測の事態を回避し、利用者の利益を可能な限り保護するため、その業務の全部若しくは一部の休廃止（※）を行う場合には、その前日から起算して1年前の日までに周知するとともに、周知開始日の前日から起算して30日前までに、総務大臣に届け出なければならないこととされており、新たな制度においても同様とすることとしてはどうか。

（※）業務区域の減少又は電気通信回線設備の規模の縮小はその一類型として位置付けられる。

- ・ 「利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないもの」として1年以上前の周知・届出を要しない「休廃止」については、以下の方向性で検討することとしてはどうか。

1）役務の性質上、利用者利益への影響が比較的少ない類型については、電気通信役務一般のものと同様とすることとしてはどうか。

- ① 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信業務の休止又は廃止
- ② 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続による電気通信業務の廃止であって、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信業務を承継した者が引き続き当該電気通信業務を営むこととなるもの
- ③ その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止

2）加えて、事業者負担とユニバーサルサービスの利用者保護の両立を図るとともに、基礎的電気通信役務台帳制度との整合性を図る観点から、市町村単位未満の休廃止について、1年以上前の周知・届出を不要とすることとしてはどうか。

（参考）現行制度上、電気通信役務一般については、「都道府県未満」を周知・届出不要の例示としてガイドラインで示しつつ運用している。

【検討事項⑪】周知及び届出の内容 電気通信役務一般の周知・届出事項と同様とすることとしてはどうか。

ユニバーサルサービス	電気通信役務一般
業務区域の減少等をしようとする場合 ① 業務区域の減少等をしようとする基礎的電気通信業務の内容 ② 業務区域の減少等をしようとする年月日 ③ 業務区域の減少等をする理由 ④ 周知を開始する年月日及び周知の実施期間 ⑤ 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先 ⑥ 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信サービスの代替となる基礎的電気通信サービス及び利用者が業務区域の減少等をしようとするサービスと代替サービスを比較検討することを可能とする情報 ⑦ 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信サービスに関して電気通信事業者が利用者被害を発生又は拡大させないようにするための情報 ⑧ 周知の実施方法 ⑨ 新規契約受付停止日	業務の休廃止をしようとする場合 ① 休廃止しようとする電気通信業務の内容 ② 休廃止しようとする年月日 ③ 休止しようとする場合には、その休止期間 ④ 休廃止をする理由 ⑤ 周知を開始する年月日及び周知の実施期間 ⑥ 休廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先 ⑦ 休廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信サービスの代替となる電気通信サービス及び利用者が休廃止サービスと代替サービスを比較検討することを可能とする情報 ⑧ 休廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信サービスに関して電気通信事業者が利用者被害を発生又は拡大させないようにするための情報 ⑨ 周知の実施方法
業務の休廃止をしようとする場合 ① 休廃止しようとする基礎的電気通信業務の内容 ② 休廃止しようとする年月日 ③ 休止しようとする場合には、その休止期間及び休止後の再開時期 ④ 休廃止をする理由 ⑤ 周知を開始する年月日及び周知の実施期間 ⑥ 休廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先 ⑦ 休廃止しようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信サービスの代替となる基礎的電気通信サービス及び利用者が休廃止サービスと代替サービスを比較検討することを可能とする情報 ⑧ 休廃止しようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信サービスに関して電気通信事業者が利用者被害を発生又は拡大させないようにするための情報 ⑨ 周知の実施方法 ⑩ 新規契約受付停止日	

【検討事項⑫】地方における都市部より高い料金設定の禁止の具体的な内容

- ・ 今回の法改正により、「地域により異なる料金の額が定められているとき」（第19条第2項第2号）に届出契約約款の変更命令を可能としている趣旨は、地方部と都市部の間の料金の公平性を確保し、もって日本全国におけるユニバーサルサービスの適切かつ公平な提供を確保するため、地域により異なる料金の額が定められているときに総務大臣の変更命令ができるようにするもの。
- ・ 上記の趣旨を明確にするためのガイドラインを定めることとしてはどうか。

【検討事項⑬】「地方における都市部より高い料金設定の禁止」の例外として認められる「特別な事情」

- ・ 省令上は、例えば、「地域により異なる料金の額が定められていることに合理的な理由があり、かつ、利用者の利益の保護に支障を生ずるおそれがないもの」など、制度趣旨を踏まえた概括的な記載にとどめた上で、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者の具体的二一ズを踏まえつつ、「特別な事情」と認められるケースについて、ガイドラインで個別具体的に例示することとしてはどうか。

【「特別な事情」として地域別料金を認めるべき具体的ケース】

- ① 過去の経緯を踏まえ、利用者の電気通信設備と伝送路設備を通じて接続される局舎の性質（回線数の取扱数）に応じ基本料金に差を設け、回線数の少ない局舎の地域の基本料金を安く設定すること（いわゆる級局別料金）
- ② 利用者の電気通信設備との接続点が、通常局舎が取扱う区域の外（電話加入区域外）となる場合に、基本料金を加算すること（いわゆる区域外加算）
- ③ 特定の地域のみで基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者がキャンペーン割引を行う場合、利用者の獲得又は維持のための競合価格として、一定期間の間、全国提供事業者が当該地域で他の地域より料金を安く設定すること
- ④ 特定の地域のみで基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて電気通信役務を提供しており、卸電気通信役務の価格が全国水準よりも高く設定されている場合、当該卸価格を受けて、全国提供事業者が当該地域で他の地域より料金を高く設定すること